

岐阜県公報

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知
 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 (治山課) 三二五
 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (砂防課) 三二六
 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (身体障害者更生相談所) 三二七
 選挙管理委員会告示 (同) 三二八

訂正願が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表 (選挙管理委員会) 三二八

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 三三一
 大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業流通課) 三三一
 大垣都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 三三一
 指定自立支援医療機関の指定 (身体障害者更生相談所) 三三二
 指定自立支援医療機関の指定 (同) 三三二

告示

岐阜県告示第四百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡垂井町宮代字北山二六〇七の六一から二六〇七の七六まで、二六〇八のーから二六〇八のー五まで、二六〇八の九五から二六〇八のー〇ーまで、二六〇八の二七から二六〇八の二九まで、二六〇八の四七、二六〇八の四八、二六〇八の五〇、二六〇八の二一、二六〇八の四九・二六〇八の二五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

第二千二百七十一号
 平成二十三年八月五日

(金曜日)

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡垂井町市之尾字乳母ケ谷五八三の一、五八四の一、五八五の一、五八六、五八七の一、五八七の二、五八八から五九〇まで、五九一の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町西横山字ケラ洞八〇八から八二二まで、字前平一一〇六、字井口一一〇七から一一〇九まで、一一一五、一一一六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百二十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和四十八年岐阜県告示第八十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月五日

表東和泉の項を次のように改める。

岐阜県知事 古 田 肇

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）

加茂郡白川町和泉
字中山 三六四番一 一号
三六七番一 二号、三号及び四号
三六六番五 五号

東和泉	三三三番一 三三三番二 三三三番三 三三一番一 二九九番一 二九一番一 二九二番一 二九四番一 三〇〇番九 三二六番 三二七番五 三二八番一	六号 七号 八号及び九号 十号 十一号 十二号 十三号 十四号 十五号 十六号 十七号及び十八号
-----	---	--

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 可茂土木事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百二十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十三年八月五日

担当科目	医師氏名	勤務	岐阜県知事	古田肇	指定年月日
外科	片桐 義文	郡上市民病院	郡上八幡町島谷二六一	平成三二七五	
泌尿器科	岡田 正軌	多治見市民病院	多治見市前畑町三四		
耳鼻咽喉科	永井 裕之	松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八五一		
内科	朝川 英範	同	同		
整形外科	田中 薫	同	同		
整形外科	森 敦幸	同	同		
泌尿器科	萩原 徳康	同	同		
耳鼻咽喉科	内田 哲郎	同	同		

神経内科	垣内 無一	須田病院	高山市国府町二三三五	同
外科	水井慎一郎	岐北厚生病院	山県市高富一一八七	同
整形外科	角田 恒	同	同	同
外科	加藤 喜彦	津津市医師会病院	津津市海津町福江六五六一六	同
眼科	大高 康博	岐阜社会保険病院	可児市土田一二二二一	同
内科	神戸 栄喜	久美愛厚生病院	高山市大新町五六八	同
整形外科	緒方 研吾	中濃厚生病院	関市若草通五一	同
眼科	安城 孝	東可児病院	可児市広見一五一一	同
内科	鈴木 大成	県立多治見病院	多治見市前畑町五一六一	同
呼吸器内科	加藤 研	同	同	同
内科	加藤 久明	同	同	同
内科	志津 匡人	同	同	同
循環器内科	横山ちはる	横山病院	各務原市那加元町八	同
脳神経外科	吉本 真之	中津川市民病院	中津川市駒場一五二二一	同
内科	加藤 美奈	同	同	同
整形外科	喜久生健太	高山赤十字病院	高山市天満町三一	同
内科	下野 暢隆	下野内科	安八郡神戸町神戸九五	同
リウマチ科	藍澤 靖仁	あいざわ整形外科	多治見市平和町七八	同
形成外科	小山 賀継	はつびいクリニク	本巣市政田字上市場一四四	同
形成外科	中屋敷典久	土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口七三二四	同
内科	山内 正樹	同	同	同
内科	朱宮 孝紀	同	同	同

外 科	塩田 昌明	博愛会病院	不破郡垂井町二二一 四二	同
内 科	阿部 博彦	同	同	同
泌尿器科	西田 泰幸	にしだ泌尿器科 クリニック	関市緑町二一一	同
内 科	吉野 雅文	木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古 井五九	同

岐阜県告示第四百二十三号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定辞退の届出があつたので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十三年八月五日

岐阜県知事 古 田 肇

担当科目	医師氏名	勤 務 場 所	辞退年月日
耳鼻咽喉科	高村 勝	高村医院	平成 六・二・六
眼 科	菅 啓治	高山赤十字病院	同 二・三・四・一
眼 科	新里 越史	坂下病院	同 二・三・三

博友会に係る収支報告書（平成十九年分）中

博友会	河口 博	岐阜県議会議員	H20.1.16	12,289,179	3,487,771	8,861,408	7,000,000	5,349,179	0	0	7,346,000	0	1,400,000	8,746,000	0	8,746,000	0	0	115,408
博友会	河口 博	岐阜県議会議員	H20.1.16	12,289,179	3,487,771	8,861,408	7,000,000	5,349,179	0	0	7,346,000	0	1,400,000	8,746,000	0	8,746,000	0	0	115,408

改める。

博友会に係る収支報告書（平成二十年分）中

博友会	河口 博	岐阜県議会議員	H20.1.16	12,289,179	3,487,771	8,861,408	7,000,000	5,289,179	0	0	7,286,000	0	1,400,000	8,686,000	0	8,686,000	0	0	115,408
-----	------	---------	----------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	---	---	-----------	---	-----------	-----------	---	-----------	---	---	---------

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出のあつた政治団体の収支報告書について、訂正願があつたので、次のとおりその要旨を公表する。

平成二十三年八月五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

内 科	横崎 正一	久美愛厚生病院	高山市大新町五 六八	同 二・三・四・一
整形外科	磯部真一郎	東濃厚生病院	瑞浪市土岐町七六 一	同 二・三・三三
内 科	保浦 晃徳	県立多治見病院	多治見市前畑町五 一 六一	同 二・三・三三
脳神経外科	竹中 俊介	木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古 井五九	同 二・三・四・一六

改める。

島田ちとし後援会に係る収支報告書(平成二十一年分)中

博友会	河口 博	岐阜県議会議員	H21.1.14	10,724,682	5,349,179	5,375,503	6,500,000	4,224,682	0	0	4,425,000	0	935,000	5,360,000	0	5,360,000	0	0	0	0	15,503
博友会	河口 博	岐阜県議会議員	H21.1.14	10,614,682	5,269,179	5,345,503	6,500,000	4,114,682	0	0	4,395,000	0	935,000	5,330,000	0	5,330,000	0	0	0	0	15,503

を

改める。

島田ちとし後援会に係る収支報告書(平成二十一年分)中

島田ちとし後援会	島田千寿	中津川市議会議員	H22.3.24	1,288,530	117,407	1,171,123	1,129,121	159,409	0	0	400,000	0	600,000	1,000,000	0	1,000,000	0	0	0	0	171,123
島田ちとし後援会	島田千寿	中津川市議会議員	H22.3.24	1,288,530	117,407	1,171,123	1,287,986	544	0	0	400,000	0	600,000	1,000,000	0	1,000,000	0	0	0	0	171,123

を

改める。

博友会に係る収支報告書(平成二十一年分)中

島田ちとし後援会	0	0	4,620	7,040	11,660	592,750	0	403,865	0	0	0	0	403,865	114,182	0	6,664	1,117,461	0	0	0	0
島田ちとし後援会	0	0	4,620	7,040	11,660	592,750	0	562,730	0	0	0	0	562,730	114,182	0	6,664	1,276,326	0	0	0	0

を

改める。

博友会に係る収支報告書(平成二十一年分)中

博友会	河口 博	岐阜県議会議員	H22.1.16	9,118,784	4,224,682	4,894,102	5,000,000	4,118,784	0	0	4,585,000	0	300,000	4,885,000	0	4,885,000	0	0	0	0	9,102
博友会	河口 博	岐阜県議会議員	H22.1.16	9,008,784	4,114,682	4,894,102	5,000,000	4,008,784	0	0	4,585,000	0	300,000	4,885,000	0	4,885,000	0	0	0	0	9,102

を

改める。

博友会	河口 博	岐阜県議会議員	H22.1.16	9,008,784	4,114,682	4,894,102	5,000,000	4,008,784	0	0	4,585,000	0	300,000	4,885,000	0	4,885,000	0	0	0	0	9,102
-----	------	---------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---	---	-----------	---	---------	-----------	---	-----------	---	---	---	---	-------

を

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年八月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十三年七月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人りあらいず和
- 三 代表者の氏名 山口 佐織
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市八幡町初納字八講田五番地一スマイルガーデン二一三号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、すべての子どもたちとハンディキャップのある方（高齢者を含む）に対して、生活支援、外出支援を行い、誰もが地域の中で生きる事ができる社会の実現を目指し、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十三年八月五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年八月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年七月二十日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

（仮称）ゲンキー瑞浪稲津店

瑞浪市稲津町小里字岩坪一三〇九番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十四年三月二十二日

五 店舗面積

二、三九二平方メートル

六 駐車場の収容台数

一〇四台

七 荷さばき施設の面積

八七平方メートル

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年八月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画地区計画 大垣一宮線楢ノ木地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び安八町総務部地域政策課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十

一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年八月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画地区計画 大神地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び安八町総務部地域政策課

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年八月五日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
なの花薬局北方店	本巣郡北方町柱本一 一九七二	育成・更生	平成 三・八・一
すずらん調剤薬局	多治見市明和町五 五七七	同	同
ピノキオ薬局池田店	揖斐郡池田町池野字深池道上七六	同	同
アイランド薬局羽島店	羽島市正木町坂丸三 四七二	同	同

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立

支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年八月五日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞 月 日 退
ピノキオ薬局池田店	揖斐郡池田町池野六一	育成・更生	平成 三・七・三

平成二十三年八月五日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター